

身元調査の手段として、 戸籍が不正に利用されるケースがあります。

個人情報保護に関する法律が整備されている中で、他人の戸籍謄本を不正に取得する事件が発生しています。

現在の戸籍法では、行政書士や弁護士などの資格を持つ人は、職務上の必要から他人の戸籍や住民票を取得することができます。しかし、それは本人には知らされません。この制度を悪用して本人の知らない間に戸籍や住民票をこっそり取得し、それを興信所などに横流しして身元調査に悪用する事件が起きています。

そして、このような戸籍の不正取得事件で、半分は結婚相手の身元調査だったという報告事例もあります。

事件の背景には、同和地区出身者や在日韓国・朝鮮人、障がい者への偏見が存在しています。「結婚相手

の身内にそのような人がいては困る」という理由で身元調査を依頼する人がまだいるのです。

このようなことを防ぐ手立てとして、市町村では本人通知制度が検討・実施されています。

この制度は、だれかがあなたの戸籍謄本や住民票を取った時、そのことを本人に知らせたり、または不正に取られたときに知らせる制度です。戸籍や住民票が取られたことを本人に知らせることによって不正取得を防止することがねらいです。



解放運動としての「部落出身者の身元を暴く」という差別とのたたかい」は、すべての市民のプライバシーの保護へとつながっています。

戸籍のミニ知識

一八七二（明治5）年、わが国最初の全国的な戸籍が作られました。この戸籍には、氏名・生年月日などのほか族称（身分）前科など、現在記載されている事項以外も記載されており、被差別部落の人々に対する差別的記載もありました。

現在の戸籍は、一九四七（昭和22）年に制定された戸籍法に則っています。この戸籍法では、戸籍の公開が原則とされていたので、他人の戸籍簿を取るなど、結婚や就職の際の身元調査に戸籍が悪用されることがありました。

一九七六（昭和51）年には、人権擁護の立場から戸籍法を改正し、戸籍閲覧制度を全面廃止するなど戸籍の公開制限が行われました。

そして、二〇〇八（平成20）年、誰でも戸籍謄本等の交付請求ができるという従来の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本などの交付請求ができる場合を制限し、また戸籍届出の際の本人確認が義務付けられました。戸籍の証明書を取得する要件や手続きも厳しくなりました。